

## 南風原町新型コロナウイルス感染症経営回復支援金 申請受付概要

### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、収入が減少した南風原町内に事業所等を有する中小企業（法人）及び個人事業者・農林業者・漁業者等

### 【受付期間】

令和4年6月30日（木）から令和4年10月31日（月）迄

※令和4年10月31日（月）の消印有効

※予算の範囲内において給付します。

### 【給付額】

1事業所あたり一律10万円

※令和3年度までに南風原町が実施した地域産業支援金等の給付を受けた方も要件を満たせば申請可能です。

※飲食業の方も要件を満たせば申請可能です。

### 【申請方法】

FAX・メール・郵送・窓口にて受け付けています。（申請書の押印不要）

※メールによる申請を受け付けた場合には、受付メールを送信しますので、5営業日以内に受付メールが届かない場合は、お問い合わせください。

※感染症拡大防止のため、窓口で申請する場合は完全予約制としています。事前に電話での予約をお願いいたします。

- 郵便宛先：〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地  
南風原町役場 産業振興課 経営回復支援金係
- 電話番号：098-889-4430
- FAX 番号：098-889-7657 (24時間受付可能)
- メール：shienkin@town.haebaru.lg.jp (24時間受付可能)
- 受付窓口：南風原町役場4階 産業振興課 (完全予約制)
- 窓口受付時間：月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日除く）  
南風原町ホームページ（経営回復支援金ページ）  
<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2022062400053/>



～詳しくは、次ページ以降の「受付要項」をご確認下さい。～

# 南風原町新型コロナウイルス感染症経営回復支援金 受付要項

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入が減少した町内事業者を支援するため、「南風原町新型コロナウイルス感染症経営回復支援金（以下「支援金」といいます。）」を給付します。

## 2. 受付期間

**令和4年6月30日（木）から令和4年10月31日（月）迄**

※令和4年10月31日（月）の消印有効

※予算が無くなり次第終了となります。

## 3. 給付額

**1事業所あたり一律10万円**

※令和3年度までに南風原町が実施した地域産業支援金等の給付を受けた方も対象事業者の要件を満たせば申請可能です。

※飲食業の方も対象事業者の要件を満たせば申請可能です。

## 4. 申請方法

FAX・メール・郵送・窓口にて受け付けています。（申請書の押印不要）

※メールによる申請を受け付けた場合には、受付メールを送信しますので、**5営業日以内に受付メールが届かない場合は、お問い合わせください。**

※感染症拡大防止のため、**窓口で申請する場合は完全予約制**としています。

※事前に電話での予約をお願いいたします。

- |  |
|--|
| ■ 郵便宛先：〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地<br>南風原町役場 産業振興課 経営回復支援金係 |
| ■ 電話番号：098-889-4430                                      |
| ■ FAX 番号：098-889-7657 <b>(24時間受付可能)</b>                  |
| ■ メール：shienkin@town.haebaru.lg.jp <b>(24時間受付可能)</b>      |
| ■ 受付窓口：南風原町役場4階 産業振興課 <b>(完全予約制)</b>                     |
| ■ 窓口受付時間：月曜～金曜 9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日除く）            |

## 5. 対象事業者

以下の全ての要件を満たす者を支援金の対象者とします。

- (1) 令和3年12月1日から引き続き南風原町内に事業所を有し、今後も事業を継続する中小企業（法人）、個人事業主、兼業農家、または令和3年12月1日から引き続き南風原町内に住所を有し、今後も農業を継続する令和3年の農業収入が15万円以上の専業農家。

- (2) A令和元年または令和2年の年収とB令和3年の年収を比較して、令和3年の年収が20%以上減少した者（AとBを比較し、AよりBが20%以上減少した者）。

※年収は、事業年度単位ではなく暦単位（1月～12月）です。

（例外1）令和元年または令和2年の途中に開業し、開業年を比較対象とする場合、A' 開業年の平均月収から年収に割り戻した金額とB' 令和3年の年収を比較して、令和3年の年収が20%以上減少した者（A' とB' を比較し、AよりBが20%以上減少した者）。

（例外2）令和3年中に開業した場合、a 令和3年の平均月収と b 令和4年の1月～6月のうち任意の月の収入を比較して、令和4年の任意の月の収入が20%以上減少した者（a と b を比較し、a より b が20%以上減少した者）。

- (3) 申請者において、南風原町に対し、納期限が到来している町税（住民税、固定資産税、軽自動車税、町法人税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）の滞納がない者、及び申告済みの者。
- (4) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業や同条第13項第2号に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当しない者。
- (5) 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団、暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## 6. 対象外

- (1) 上記「5. 対象事業者」の要件を満たさない者。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業の定義に該当しない者。

## 7. 提出物

### (1) 中小企業（法人）

- ①南風原町新型コロナウイルス感染症経営回復支援金交付申請書  
※申請書への押印は不要です
- ②入金する通帳口座の表紙、および表紙のウラ面1ページ目（※写し）
  - ・**口座番号、口座名義、名義のフリガナが確認できるもの。**
- ③本人確認書類（※写し）
  - ・例）法人代表者の運転免許証、マイナンバーカード、保険証等。
- ④売上高推移表
  - ・**A令和元年1月～12月または令和2年1月～12月と、  
B令和3年1月～12月を比較します。（AとBを比較）**
    - （例外1）令和元年または令和2年の途中に開業し、開業年を比較対象とする場合、A' 開業年の平均月売上高から年間売上高に割り戻した金額とB' 令和3年の年間売上高を比較します。（A' とB' を比較）
    - （例外2）令和3年中に開業した場合、a 令和3年の平均月売上高と  
b 令和4年の1月～6月のうち任意の月の売上高を比較します。  
（a と b を比較）
- ⑤収入減少の確認書類（売上高推移表の根拠資料）（※写し）
  - ・比較する年の法人税確定申告書（別表一）  
**※事業年度が年をまたがる場合には、両年度の法人税確定申告書が必要です。**
  - ・法人事業概況説明書（両面）  
**※事業年度が年をまたがる場合には、両年度の法人事業概況説明書が必要です。**
  - ・比較する対象月が法人事業概況説明書に記載されていない場合は、比較月の収支明細が確認できる帳簿や損益計算書等。  
**※確定申告書の受付印（書面提出）または、受付番号（e-tax）があるものを提出して下さい。**
- ⑥履歴事項全部証明書（※写し）
  - ・直近3ヶ月以内のもの。
- ⑦その他必要となる書類（※追加で請求する場合があります。）

(2) 個人事業主（農業者、畜産業者、漁業者含む）

- ①南風原町新型コロナウイルス感染症経営回復支援金交付申請書  
※申請書への押印は不要です
- ②入金する通帳口座の表紙、および表紙のウラ面1ページ目（※写し）
  - ・口座番号、口座名義、名義のフリガナが確認できるもの。
- ③本人確認書類（※写し）
  - ・例）運転免許証、マイナンバーカード、保険証等。
- ④売上高推移表
  - ・A令和元年1月～12月または令和2年1月～12月と、B令和3年1月～12月を比較します。（営業収入、不動産収入、農業収入の合計）（AとBを比較）
    - （例外1）令和元年または令和2年の途中に開業し、開業年を比較対象とする場合、A'開業年の平均月収から年収に割り戻した金額とB'令和3年の年収を比較します。（A'とB'を比較）
    - （例外2）令和3年中に開業した場合、a令和3年の平均月収とb令和4年の1月～6月のうち任意の月の月収を比較します。（aとbを比較）
- ⑤収入減少の確認書類（売上高推移表の根拠資料）（※写し）
  - ・比較する年の所得税確定申告書B（第一表）または、町民税県民税兼国民健康保険税申告書（両面）。
  - ・上記で所得税確定申告書Bを提出する場合は、対象年の青色申告決算書（両面）または、収支内訳書（両面）。
  - ・上記書類で比較年（または比較月）が確認できない場合は、日毎の収入がわかる売上帳簿や損益計算書等。  
※受付印（書面提出）または、受付番号（e-tax）があるものを提出して下さい。
- ⑥町内に事業所を有した時期を示す書類等の写し（※写し）
  - ・令和3年12月1日現在で南風原町に事業所を有していることがわかる書類。
  - ・例）開業届、法人設置届、日付・屋号・代表者名が確認できる請求書や領収書、検査済証、認可証、店舗等賃貸借契約書、ホームページ等
- ⑦その他書類審査で必要となる書類（※追加で請求する場合があります）

## 8. 交付・不交付決定通知

- (1) 書類審査の結果、本支援金を給付することを決定した場合、交付決定通知を町内事業所所在地あてに送付します。交付決定通知到着後、おおむね10営業日前後で入金します。
- (2) 書類審査の結果、本支援金を給付しないことを決定した場合、不交付決定通知を町内事業所所在地あてに送付します。

## 9. その他注意事項

- (1) 本支援金受給後に、虚偽の申請、その他不正な行為が発覚した場合、交付決定を取り消し、給付した支援金を返還していただきます。
- (2) 本支援金事業を適正かつ円滑に執行するため、必要に応じて南風原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 本支援金事業は、予算の範囲内で実施する事業であるため、事前告知なく終了し、申請書提出後であっても支援金の給付を受けることができない場合があります。また、受付期間終了直前は、多数の申請が想定されることから、お早めに申請書を提出して頂きますようお願いいたします。
- (4) 本支援金は、『雑収入』で確定申告する必要があります。
- (5) **本支援金の効果検証及び今後の支援策等の参考とするため、交付決定を受けた方に対して任意でアンケートを実施します。**
- (6) 受付期間の延長や、新しい支援金等の告知につきましては南風原町ホームページ等でお知らせします。
  - 南風原町公式ホームページ
  - <https://www.town.haebaru.lg.jp/>



町公式 HP



町公式 LINE

## 10. F A Q

### (1) 本支援金事業における「中小企業」とは？

中小企業基本法第2条第1項に規定する者を指します。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の 総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く) ※農業・畜産業・漁業を含む	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

### (2) 本支援金事業における「会社」の定義とは？

中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含む者を指します。

具体的には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人を会社としています。

### (3) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団、財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合または有限責任事業組合（LLP）は、本事業の中小企業に該当しますか。

中小企業基本法に規定する「会社」に該当しないため、該当しません。但し、農業法人で前述（2）の定義にあてはまる場合は該当します。

### (4) 本支援金事業における「事業所」とは？

原則として、単一の経営主体のもと、一定の場所を占めて経済活動が行われている場所のことを指します。但し、個人タクシーや行商など経済活動が一定せず、他に特定の事業所を持たない場合は、本人の住居を事業所としています。

- (5) 南風原町内外で複数の事業所を経営しているが、南風原町内の事業所  
のみの売上げで比較して良いですか。

業種が同一であるか、事業所が南風原町内外であるかを問わず、事業者が経営している全ての事業所の売上げを合算して比較します。また、申請は町内にある事業所の数だけ申請して構いません。

- (6) 前経営者が逝去し、「申請者」が事業承継した。承継前の年と、承継後の年を比較して良いか。

本支援金事業は、「事業者」に対する支援のため、同一の事業であっても経営者を変更する前の年月では比較できません。

- (7) 法人成りをした。個人事業者だった月と法人後の月で比較して良いか。

同一の事業内容を保持し、「申請者」が当該法人の代表者であれば比較して良いです。

- (8) 収入が農業収入のみだが、令和3年の農業収入が15万円未満だった。本支援金の対象になるか。

対象外となります。3ページ目「5.対象事業者」を確認ください。

- (9) 兼業農家だが、令和3年の農業収入が15万円未満だった。本支援金の対象になるか。

兼業農家であれば、農業収入が15万円未満でも対象となります。

- (10) 令和2年12月31日に開業した場合も、(例外1)を適用し、「A' 開業年の平均月収から年収に割り戻した金額」と「B' 令和3年の年収」を比較するの否か。

令和2年12月2日以降に開業した場合は、(例外2)を適用します。